

10 住宅・土地、公共工事関係

ア 住宅・土地

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
不動産競売制度 （法務省）	<p>短期賃貸借制度（民法第395条）について、その制度の趣旨や一般市民が安心して参入できる不動産市場の形成、抵当不動産の賃貸借関係の安定性等を十分に踏まえつつ、廃止も含めてその改正について検討を進める。</p> <p>また、短期賃貸借制度以外の方法による執行妨害への対応も含めて、競売制度については担保制度についての制度面、運用面の両面について必要な見直し・改善の検討を行う。</p> <p>（次々期通常国会に関係法案提出予定）</p>	検討	結論（法案提出）		<p>（法務省）</p> <p>法制審議会の担保・執行法制部会において審議を行い、平成14年3月、これまでの審議の結果を中間的に取りまとめた試案を作成・公表し、広く意見を求めている。</p>	
不動産特定共同事業の 手続要件 （国土交通省、金融庁）	<p>平成13年度中に、電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、消費者保護やトラブルの未然防止を図りつつ、検討を行う。</p> <p>また、平成14年度以降もどのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」（法第24条第1項）、「書面に記名捺印」（法第24条第2項）に該当するののかについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。</p>	検討 （13年度以降）			<p>（国土交通省、金融庁）</p> <p>商品説明会等において不動産特定共同事業者が既に行っている電子機器の活用の実態や今後のニーズについての把握を行うとともに、他の業態で行われている電子機器の活用状況を参考に不動産特定共同事業において電子機器を利用する場合の課題についての調査を実施したところであり、今後も引き続き検討を行うこととしている。</p>	
不動産情報の開示 （国土交通省）	a 不動産流通機構が運営しているコンピュータ・システム・ネットワークであるレイNZ（Real Estate Information Network System）情報の質及び内容の拡充並びに成約情報等市況情報の提供促進も含めた活用方策につき、検討し、所要の措置を講ずる。	検討	措置		<p>（国土交通省）</p> <p>インターネット上での市況情報提供に関し、路線別情報の提供拡大や情報内容の充実等について検討中。</p>	
	b 成約賃料情報について、守秘が十分に担保される形で不動産鑑定分野等で積極的に活用できる仕組みを検討する。	検討	結論		<p>（国土交通省）</p> <p>国土審議会土地政策分科会等において、成約賃料情報を不動産鑑定分野で積極的に活用できる仕組みについて引き続き検討中。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
中古住宅市場の整備 （国土交通省）	平成12年に、建設省が行った「住宅ストック形成・有効活用システム」についての提案募集で提案されたシステムの広報を行うとともに、民間が自らイニシアチブを取ってこうしたシステム整備事業を積極的に展開できる環境整備を行うため、提案募集の提案等を踏まえ、中古住宅の性能評価の方法及び性能表示の項目・方法、保存すべき情報（新築時の工事情報と住宅性能、維持管理及びリフォーム実施の履歴等）の項目と保存・管理の方法、住宅履歴・性能に基づく価格の査定方法、瑕疵担保責任に対する保証の方法、消費者への性能、履歴等の情報の開示の方法と項目につき、具体的な方策を検討する。	検討 （13年度以降）			（国土交通省） 平成13年8月より、学識経験者等からなる検討委員会を設け、履歴等の情報の開示の方法と併せて、中古住宅の性能評価のあり方、これに係る技術基準等について検討中。 平成13年3月の住宅の履歴情報活用システムの整備方針に係る調査報告を受け、関係業界との調整を実施した。 平成13年度内に、戸建住宅の「価格査定マニュアル」を改定し、平成14年度より実施することとした。 平成13年4月に、中古住宅に関する瑕疵保証制度を創設し、現在、その普及を推進中。	
マンション等のストック管理のルール （国土交通省）	a マンションの老朽・劣化に対応するための長期修繕計画、地震・火災などによる損傷・滅失に対応するための保険等危機管理・復旧の問題、長期修繕計画後建物の寿命を迎えるまでの間の延命措置（建物の部分建て替えなど）につき、マンションの所有者全員で構成される区分所有者の団体（いわゆる「管理組合」）により適切な計画が策定されることを促進するため、例えば修繕マニュアルの作成、計画策定時の考慮事項の例示、事例集の作成等環境整備に努める。	検討	検討 （結論）	措置	（国土交通省） 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（平成13年8月1日付国土交通省告示第1288号）を策定する等検討を行っているところ。	
	b 個々の中古マンションなどのストック管理のルール及び実際の内容・履歴が組合内部（区分所有者間）においてより分かりやすい形で開示されるとともに、取引時に買受人に明らかになるようなシステムを構築する。	検討	検討 （結論）	措置	（国土交通省） 平成13年3月の住宅の履歴情報活用システムの整備方針に係る調査報告を受け、関係業界との調整を実施した。	
マンション建て替えの円滑化 （法務省、国土交通省）	マンション建て替えについて、現行の建物の区分所有等に関する法律の問題点を整理し、見直しについての検討を進めるとともに、必要に応じて住宅政策の見地からも、マンションの建て替えが円滑に実行できるための方策について検討する。 （次々期通常国会に関係法案提出予定）	検討	結論（法案提出）		（法務省） 法制審議会の建物区分所有法部会において審議を行い、平成14年3月、これまでの審議の結果を中間的に取りまとめた試案を作成・公表し、広く意見を求めている。 （国土交通省） 第154回通常国会に「マンションの建替えの円滑化等に関する法律案」を提出した。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
都市計画制度改正の円滑な施行 （国土交通省）	第147回国会においてなされた都市計画法改正により、準都市計画区域制度や特定用途制限地域制度、特例容積率適用区域制度等が創設されるとともに、都市計画に関するマスタープランの充実、線引きの選択制の導入等の措置が行われたが、これらの制度を地方公共団体が十分に使いこなせるよう、都市計画運用指針の周知を行い、改正法の円滑な施行を図る。	措置 （13年度 早期）			（国土交通省） 地域ごとに各地方公共団体の実務担当者を集め、「都市計画運用指針」講習会を開催。また、各種ブロック会議において、同指針について周知徹底を図った。また、同指針の国土交通省ホームページへの掲載及び改正法の内容を踏まえた広報資料の作成・配布などにより周知徹底を図った。	
土地利用に係るマスタープランの拡充 （国土交通省）	土地利用に係る個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画としての土地利用基本計画が果たすべき機能に関しては、国土利用計画、全国総合開発計画及び各圏域のブロック計画との関係の整理の必要性についての検討と併せ、現行の土地利用基本計画の内容の詳細化の必要性、計画の策定手続の在り方と策定支援方策について、今後の制度の改正も含めて、更に検討を進める。	検討			（国土交通省） 国土審議会基本政策部会中間報告「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり方」（平成13年11月29日）がとりまとめられ、土地利用に関する計画制度について引き続き検討中。	
市街地再開発事業の施行区域要件 （国土交通省）	市街地再開発事業の施行区域要件における経過年数規定の短縮化について検討を行う。	検討 （13年度 以降）			（国土交通省） 「都市再開発法施行令の一部を改正する政令」（平成13年政令第408号）により措置。（平成13年12月19日公布、施行）	
開発行為・宅地造成に関する工事に係る手続 （国土交通省）	開発行為・宅地造成に関する工事に係る手続の迅速化に関し、書類の簡素化及び完了検査に関する状況調査及び検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	検討	検討 （結論）	措置	（国土交通省） 「開発許可制度運用指針」（平成13年5月2日付け国総民第9号）において、開発許可に係る提出書類の簡素化・統一化を地方公共団体に要請したところ。完了検査に関しては引き続き検討中。	

イ 公共工事

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
パブリック・インボルブメントの活用 （農林水産省、国土交通省）	国の各公共事業部局は、従前における取組も踏まえ、それぞれの事業の計画策定手続におけるパブリック・インボルブメントの在り方を検討し、直轄事業について早急にモデル的に導入を進める。また、こうした検討やモデル事業の状況を踏まえ、一定の成案を得た段階で、その検討成果を地方公共団体に提示し、あるいは、取組事例を取りまとめ、発表する等、地方公共団体におけるパブリック・インボルブメントの導入を支援する。	検討（可能なものからモデル事業を実施）	検討（可能なものからモデル事業を実施）	モデル事業を実施、成案を地方公共団体に提示等	<p>（国土交通省）</p> <p>河川事業においては、平成9年の河川法改正により河川整備計画の策定の際に地域住民等の意見を反映させる手続きを導入したところ。これを受け平成13年10月の留萌川などの河川整備計画を策定する際、地域住民や有識者の意見を聞くため、様々な取組みを行った。</p> <p>また、直轄道路事業については、平成9年度よりパブリック・インボルブメント（PI）の試行を行ってきたところ。更に、平成13年11月からは、構想段階における新たな計画決定プロセスのあり方についての研究会提言を受け、東京外郭環状道路等において構想段階における市民参画の取組みを行っている。</p> <p>国営公園事業については、公園の計画・整備・運営の各段階で公園利用者等からの意見を反映させる試みを行っている。平成13年度は、国営昭和記念公園の整備・管理計画の策定にあたり広く意見募集を行うなど市民参画の取組みを行っている。</p> <p>（農林水産省、国土交通省）</p> <p>農林水産省及び国土交通省の実施する海岸事業においては、従来より実施してきた生態系や自然景観等に配慮するエコ・コースト事業を拡充し、有識者・NPO・地方公共団体等の意見を踏まえた施設整備計画、モニタリングの評価体制、適正な管理方針等の作成を実施する「住民参加型エコ・コースト事業」を創設することとした。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
公共工事における設計・施工一括発注方式の導入 （国土交通省）	設計・施工の分離発注の例外として、事業の性格等を考慮しながら設計・施工一括発注方式の導入についての結論を得て、所要の措置を講ずる。	結論	措置		（国土交通省） 「設計・施工一括発注方式導入検討委員会」がとりまとめた設計・施工一括発注方式の基本的方向に関する報告書に基づき、当該方式が適していると判断される工事について実際に工事を実施したところ。	
公共工事における各種書類の標準化とネットワークの活用 （国土交通省）	公共工事において関係者間で交換・共有する各種情報の標準化を推進するとともに、ネットワークの活用を促進する。	検討	検討	措置	（国土交通省） 関係省庁、関係公団、地方公共団体等からなる委員会において様式等を策定、公開するなど標準化の普及に係る検討を行っているところ。また、ネットワークの活用については、工事施工中に受発注者間で情報を共有する実証実験を行っているところ。	
公共工事における政府調達電子化 （国土交通省及び関係府省） < 1エ C (b) の再掲 >	平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、原則として、平成16年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。 なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）を平成16年度までに構築する。	13年度以降逐次実施 （16年度までに措置）			（国土交通省及び関係府省） 国土交通省において、平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始し、平成15年度から全ての直轄事業で導入する予定。 また、公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）の構築に向けて、本年度から電子納品を開始するなど、各種システム整備等を進めているところ。	

ウ その他

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
諸外国における建設機械の騒音試験の承認 （国土交通省）	EUにおける建設機械騒音の試験について、国土交通省で定めている試験方法・基準値との整合及び承認方法等を調査し、その結果を踏まえて検討する。	検討	検討	結論	（国土交通省） EUにおける建設機械騒音の試験について調査中。	
測量機器の検定 （国土交通省）	公共測量に使用する測量機器の検定及び測量機種登録については、平成12年度に引き続き、法的位置付けについての検討を行い、平成13年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。	結論・措置			（国土交通省） 公共測量に使用する測量機器の検定については、第三者機関による機器検定の実施を可能とする措置を講じた。（国土交通省課長通知、平成13年4月1日施行） 公共測量に使用する測量機器の測量機種登録については廃止した。（国土地理院部長通知、平成13年4月1日施行）	
建設業に係る許可申請の電子化 （国土交通省）	建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行	（国土交通省） 許可申請等の件数の調査及び許可申請、届出等における具体的な事務処理方法の手順等について実態把握を行うとともに、電子化に係る問題点について地方公共団体等と検討を行っているところ。	
宅地建物取引業に係る免許申請の電子化 （国土交通省）	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行	（国土交通省） 免許申請、届出等に係る件数の調査及び具体的な事務処理方法の手順等の実態把握を行うとともに、電子化に係る問題点について地方公共団体等と検討を行っているところ。	
水道の水質検査 （厚生労働省）	a 水質検査項目のうち、工程管理と一体不可分なものとして、水道事業者が自主検査を行うべき範囲・項目の区分けを行う。	検討	措置		（厚生労働省） 水道事業者が水源や地域の実態に応じた効果的・合理的な水質検査を実施するための水質検査計画の内容等について調査・検討中。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 簡易専用水道の設置者からの依頼に基づき地方公共団体の機関又は厚生労働大臣指定検査機関が行っている検査について、その管理に関する規制体系全体を見た上で、より実効的な水質確保がなされるよう、早急に措置する。	検討	措置		<p>（厚生労働省）</p> <p>「水道法の一部を改正する法律」（平成13年法律第100号）により、ビル等の貯水槽水道における管理の充実を図るため、貯水槽水道に関し、水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていることが供給規定の要件に追加された。（平成13年7月4日公布、平成14年4月1日施行）</p> <p>これにより、水道事業者は、平成15年3月31日までに供給規定の変更を行うこととされたところ。</p>	